

## 総会議事録（第10回）

1 開催日時 令和4年1月26日（水）14時00分～

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（16名）

○農業委員（16名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真

16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

○農地利用最適化推進委員（0名）新型コロナ感染拡大のため出席要請せず

4 欠席委員

○農業委員（2名）

15番 寺坂 哲郎 19番 山道喜久美

5 議 題 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第3号議案 非農地証明願の件  
第4号議案 違反転用の件  
第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件  
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件  
第8号議案 非農地通知の件  
報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 平地 俊夫

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第10回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

### 3 議事録署名人指名

#### ○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

#### ○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。15番農業委員、19番農業委員、から欠席の届出がっております。

#### ○会長

次に、本日の議事録署名人を、2番農業委員、17番農業委員をお願いします。

### 4 議事

#### ○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

#### ○事務局

報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番三浦、今村町の農地、地目 田と畑、合計面積600㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積1,885㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

なお、1番三浦及び2番三浦については、第7号議案1番三浦と関連があります。

#### ○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< なし >

#### ○議長

次に、2ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番萱瀬、中岳町の農地、地目 田、面積864㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が以前から耕作していた農地を取得するものであります。誓約書による

と、水稻を栽培する計画で、反当り250kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

24日の日に委員4人で見て参りましたが、事務局から説明があった通り、すでに譲受人が耕作をされていたという土地でございます。譲渡人も以前はここに住んでおられたわけですが、下の方に下って行っておられて、農業と全く関係ない職業に就いておられますので、この件につきましては、妥当ではないかということを見て参りました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

1番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番萱瀬は許可することとします。

続いて、3ページ、第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、日泊町の農地、地目 畑、面積961㎡、実測面積419㎡、全体面積912㎡、賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。契約は賃貸借です。

本件は、賃借人が駐車場及び資材置場として利用するというので、転用申請するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、被害防除は盛土0.1m、切土0.1mとなっており、防護柵を設けるとなっています。周辺に隣接する農地はありません。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明があったこの場所は、農免道路からちょっと入り込んだ所ということで、〇〇さんが今、近くでちょっとしてるんですけど、駐車場とか置き場が狭くなったということで、拡張をするというか、隣接する農地もありませんので許可してもいいんでないか

と、見に行った委員で検討したところ問題は何かないということで、見て参りました。皆様審議よろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、片町の農地、地目 畑、面積 60㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自宅の家庭菜園として利用するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存の水路に放流、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、貯金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局の方から説明があった通りでございますけども、ここは周りがみんな家が建っております、この土地は囲われております。ここも以前から家庭菜園をされていたようです。それで問題はないとおもっております。皆様のご審議をお願いいたします。

ただ、ちょっと気にかかったのが、これは贈与という形で家庭菜園、農地ですよね。だから5条申請されておりますけれども、農業委員会としてこの地目は何にされる予定ですかね。

○事務局

こちらは転用が行われて、家庭菜園になった場合は宅地になるかと思われれます。

○委員

わかりました。宅地として地目変更をされるということで、特に問題ないと思います。例えば雑種地あたり地目変更されますと、固定資産が高いわけですよね。宅地ですと住宅用地という形で軽減措置があるわけですよね。わかりました。以上でございます。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、玖島2丁目の農地、地目 田、合計面積 666㎡、併用地を含めた全体面積 742.59㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が2世帯個人住宅を建築するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、一般住宅の基準面積を超えていますが、2世帯住宅を建てるということと、農地の形状による事情を面積超過理由書として提出してあります。

被害防除計画では、盛土1.3～1.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、本審査手続きのご案内を確認しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、交差点の近くで1.5メートルほど下がったところにある、周囲はほとんど道路と1面が宅地になっていて、きっちり囲まれたところで、先ほど2世帯所帯で上限の500㎡を超えるというのが言われてるわけですが、まあ、仕方ないのかなと思って見てきました。周囲も農地はほとんどありませんので、問題ないと思います。皆さんご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、水田町の農地、地目 宅地と畑 現況は畑、面積1,433.2㎡、実測全体面積1,434.06㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地6区画を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、もう周りから囲まれた中にある農地だったんですけども、畑としては近隣の方が家庭菜園等をするぐらいのものです。道路が当初の道路は2.5メートルから3メートルぐらいで狭かったんですけども、セットバックして道を広くする。また、公共下水道に接続と、雨水の方は画面の左側のところに青線の水路がありますのでそちらに放流ということで、何ら問題ないと見て参りました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて5番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、原口町の農地、地目 畑、面積 457㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地2区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3～0.5m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明された通りですけど、畑となっているのは、隣の宅地の方の家庭菜園にちょっと作っとるぐらいで、もう別に問題ないと考えております。また、排水につきましても、公共下水道等を使うということです。ご審議お願いいたします。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて6番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、大川田町の農地、地目 畑、面積 1, 122㎡、賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、賃借人が保育園の駐車場として利用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、境界コンクリート、側溝を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に接続し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、南西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

市道に面して、今ハウスが5棟ほど建ってますけども、周りは昨年ですかね。宅地造成で、許可したところかなと思います。西側が、地主さんが一部を分筆して少し残るんですけども、使用目的が駐車場ということで、雨水等も何ら影響はないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

○委員

ハウスが建ってましたよね。そのハウスってどうされるんですかね。

○委員

今、解体中です。

○委員

その解体されたものはどうされるんですか。

○委員

相当使われてるんでもう使えないかと。鉄くずとしてとってもらえないかという話でした。

○委員

分かりました。使えないのかなと少し思ったので。

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて7番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積 366㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建築するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3m、擁壁を設けられています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続されています。周辺には東側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

この現地はですね、隣が宅地ですね。あと里道と用悪水路も宅地側にございます。前は市道ですね。大きい市道です。そして、ここ、多分分筆して畑で残りますけども、これは親子関係で、残るものと思います。排水等については前の市道と、宅地側に用悪水路があるのでそこに流されると思います。里道の南側はもう宅地造成で家が立ち並んでおります。何ら問題ないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて8番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番福重、今富町の農地、地目 畑、面積 7.6㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が実家敷地への進入口を確保するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、碎石舗装を行うとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に、農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、8番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

畑となっておりますけどこれも実際畑も何にもなくて、岩が5,6個あるぐらいのもんでございます。周りには農地は全くございませんので、問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

8番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、8番福重は、許可相当とします。

続いて、4ページ第3号議案「非農地証明願の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案「非農地証明願の件」、1番萱瀬、中岳町の農地、地目 田 現況は道路、面積

295㎡、申出人及び利用者は記載のとおりです。申出によりますと、昭和26年4月ごろから実家に行く道路として利用されているものです。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

申請地は、道路として使われている部分と、左側のみかんの木がありますね。あそこの部分、合わせて295㎡なことなんです。左側のみかんの木が植わってるところは、上に水路があるんですがそこから急な崖になっておりまして、以前は多分耕作をされていたのかもしれませんがけれども、現状、近代になりましてからは到底農地とは呼べないような厳しい崖だというふうに思って見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の1番萱瀬に対して、ご意見等ありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番萱瀬は、承認することといたします。次に2番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、宮代町の農地、地目 畑 現況は宅地、合計面積124㎡、申出人及び利用者は記載のとおりです。申出によりますと、隣接地の居宅の一部として、明治25年ごろから利用されているものです。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

申請地は、今事務局から説明があった通りなんですが、見たところ、農地として利用されてきた過去をお伺いすることはできました。ただ、この家と、右側に新しく家が建っているんですが、そこの間がわずか3mぐらいしかないんですよ。ですから宅地として見た方がいいのではないかなということで、地元委員全員で見て参りました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の2番萱瀬に対して、ご意見等ありませんか。異議はありませんか。

○委員

今、宅地として見た方がいいんじゃないですかという意見だったんですけど、これを非農地にした場合、誰が地目を決めるんですか、その雑種地とか宅地とか。何か規定があるんですか。

○事務局

今、登記地目は畑になっておりますけども、ここは、非農地ということであれば税務課の方で宅地ってことで現況課税等を変えられることになると思います。

○委員

農業委員会としては、非農地にしてしまったら後は税務課にゆだねるってことですか。

○事務局

農業委員会から非農地証明をお渡しして、それをもって法務局で登記地目を変えられるということになります。所有者さんの方で。

○委員

所有者が何も知らん顔したらどうなるんですか。

○事務局

これは所有者が地目を変えたいがためにわざわざ申請を出されているので、今後、処分をしやすくするためなのか分からないですけども、地目を変えたいということで、証明願を出されてるので、所有者さんはこれをもって登記を変えるのかなと思います。

○委員

所有者は雑種地でもいいんですか。

○事務局

その地目は、法務局が現況を確認して法務局の判断になるかと思います。

○委員

解りました。

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番萱瀬は、承認することといたします。

続いて5ページ、第4号議案「違反転用について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

第4号議案「違反転用について」、1番三浦、日泊町の農地、地目 田、面積717㎡、違反転用者は、記載のとおりです。本件は、令和3年11月中頃に違反転用者が、駐車場として利用している用地の隣接農地を駐車場として広げるため利用できないか、土地所有者に相談した結果、所有者の承諾を得たが、違反転用者、土地所有者の双方が農地法についての認識不足により、農地を掘り下げて隣接駐車場と一体の駐車場として利用する工事を着工してしまい、違反転用状態となったものです。

違反転用者は、反省しており、顛末書を提出済であります。また、当該地を元に戻すには多額の経費が掛かるため、原状復旧は困難な状況です。場所は、第1種農地です。

県への違反転用事案報告書に「当該地は、違反転用発生当初から現在まで、隣接農地の営農条件に支障を及ぼしていない。また、掘り下げた廃土も処分済であり、工事費も発生しているため違反転用者の資金面での負担が大きく、原状回復は現実的でないと考えられる。当該地の農地区分は第1種農地であるが、当初から申請していれば、既存施設の拡張として第1種農地の例外許可相当と見込まれ、違反転用に伴う被害及び苦情も報告されていない。また、違反転用者に過去の違反歴はなく、事情聴取の内容から、違反転用者自身の故意による違反であるとは考えにくい。以上のことから、本案件は、追認許可相当と判断する。」との農業委員会の意見を付すため、本総会のご審議をお願いするものです。

## ○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員、補足説明をお願いします。

## ○委員

今説明のあった場所は、農地利用調査で確認をした時までは何もしてなかったんですけど、その場所が元は田んぼだったんですけども、排水が悪くて、田んぼを作らないということで、その所有者も放っておかれたところなんです。そこは私もよく通るもんですから、良く見たら何か工事をして、これはおかしいなと思って所有者に言って、それから事務局にちょっと相談したところ、違反転用ということで、あの場所でございます。地元委員4人で確認しましたところ、やっぱりここ、排水が悪くてちょっと田んぼにも向かないなことで、周りにも、関係する農地はもう無く、これは、追認相当で問題はないんじゃないかなという、地元の委員で見て参りました。審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

## ○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

## ○委員

これは、違反転用ということで、追認許可をするということになっておりますけども、改めて転用申請ってというのは出されるんですか。

○事務局

違反転用ということで、今回の総会で追認許可相当という結果になれば、それを県の方に報告して、県が追認相当ですよということになれば、一番早くて、来月の総会の時に申請者の方がまた新たに転用の申請を出して、そこでまた審議をするってということになります。

○委員

さっき、説明があった委員のちょっと補足説明をいたします。ここはですね、補助事業で国の事業でなくて、県の事業で区画整理された土地ですよ。それを今、掘りかけた部分が半分だけで、右の部分はまだ残っております。また今後ですね、右の部分も削られる可能性があると思います。その場合は、やっぱりもう一筆だから、関係ないですよ。

○事務局

転用を行う場合は、農地は最低限の面積に抑えるっていうふうなことになっているので、〇〇の方で、必要な面積だけちゃんと計画を出していただいて転用をすることになるかなと思います。全部一筆すべてをするのかどうかは話を聞いてないのでわかりませんが、そこは〇〇の方で計画書を出されるので、その時、一番早くて来月ですね。総会で審議をすることになるかだと思います。ちなみにこの圃場整備を10何年前にしているということで、整備課の方でも伺っているんですけども、そのことについてはここを駐車場にすることは特に、国の補助でも、補助金が発生しているわけでもないんでそこは大丈夫だということ聞いております。以上です。

○委員

国の補助じゃないって区画整備したってことは農用地じゃないんですか？一種の農振地域となっておりますけど。

○事務局

ここは農用地には入っておりません。

○委員

区画整備が補助事業で入ってるところは、ほとんど農用地になっていると私は認識していたが、どうして農用地から抜けてるんですか。

○事務局

当時の理由はわかりませんが、確かに圃場補助整備は10何年前ぐらいにしているということで、整備課の方から聞いておりますけども、農用地ではないところで第一種農地になります。

○委員

わかりました。

○議長

他にご意見・ご質問はありませんか。無いようですので、1番三浦については「追認許可相当と判断する」との意見を付すことを決定します。

続いて、6ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番西大村、乾馬場町の農地、地目 畑、面積1,446㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はブロッコリー、レタスの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,663㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はキャベツの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積1,391㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はキャベツの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に4番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積966㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は観葉植物の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。なお、借入申込者は、令和3年3月22日、大村市における認定農業経営体として、大村市より農業経営改善計画が適当であるとして認定されており、今回、一般法人として新たに借り入れを行うものです。

以上第5号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第5号議案は、承認する

こととします。

続いて、7ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、8ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第6号議案1番鈴田、第7号議案2番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積1,347㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はブロッコリーの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第6号議案2番萱瀬、第7号議案3番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積3,161㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はきゅうりの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3行目、配分計画のみで第7号議案1番三浦、今村町の農地、地目 田と畑、合計面積2,485㎡、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。なお本案件は、報告第1号、1番三浦及び2番三浦と関連があります。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異

議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、9ページから11ページ、第8号議案、「非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

第8号議案「非農地通知の件」についてご説明いたします。令和3年度の利用状況調査・荒廃農地調査の結果、各委員さんに非農地と判断していただいた農地について、一斉に非農地と判断し、非農地通知書を発出するか審議していただきます。

今回、議案に載っている農地ですが、12月の総会で事前資料としてリストと地図を配布し、最終確認をいただいた結果を踏まえ、現時点で非農地と判断できると見込まれる土地のリストとなっています。

なお、松原3丁目、武留路町、野岳町については、調査開始後に国土調査による土地境界と土地地籍が確定したため、除外しました。

次に、非農地として承認された後の手続きについてご説明いたします。承認された後、土地所有者等に対して非農地通知書を発出し、農地に該当しない旨の通知および登記地目変更の要請を行い、今後は非農地として取り扱います。

通知を受けた土地所有者等が、非農地通知書を持って法務局に行けば、地目変更の登記が可能になります。併せて、関係機関（長崎県、大村市、法務局）に対しても、非農地通知一覧表を送付します。事務局からの説明は以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

それでは、一覧表の非農地通知の件について、皆さんから何かご意見・ご質問はありませんか。

<意見・質問なし、異議なし>

○議長

異議なしということで、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、12ページ、報告第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第2号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番竹松・福重の相続人は的確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第2号について、何かご質問等はありませんか。

<なし>

○議長

一応議事は終了いたしますが、先日福重からできました〇〇の件のその後の状況について事務局より説明があります。

○事務局

説明をさせていただきます。先月の総会で、議案として上がりました〇〇の寿古町の転用なんですけども、水利組合との同意を取っていただくということだったんですけども、〇〇の方で、水利組合との同意がなかなかうまくいかなくて、先月は取り下げという形になりました。今、〇〇に状況を伺ったところ、土地の所有者さんと、水利組合の方で話の方進めているということで、〇〇も今後はその話に入って同意を得られるようにするようなことで今進めているということです。もし同意を取られれば、また、転用の申請を改めて出されるということで伺っております。以上です。

○議長

ありがとうございます。質問等は、ありませんでしょうか。

○委員

一応私で聞いたところでは、水利組合の方に〇〇さんがお話に見えられて、6区画の宅地造成をされる予定だったんですけど、全体に1ヶ所浄化槽をっていう話が最初あったんですけど、それじゃなくて、その1区画1区画の各区画に、水と油を分解できる、ちょっとした装置を、名前は聞いたんですけど忘れまして。それを付けるようにしましょうかっていうことでした。それならある程度の浄化ができるのかなって私も思ったんですけど、あと、水利組合の方にしてみれば、6軒分の大雨の時の雨水が一気に流れ出したときに、現状の隣の畑ですね。田んぼですけどそこにブロッコリーとかキャベツとか作ってらっしゃるんですけどその泥の水路というか、土羽の水路のところに一気に流されて、そこを流すっていう予定にされてたんで、それがだんだん削れていったら困る。やっぱり農地が崩れてしまうか

ら、その水路をある程度セメントで固めて欲しいという条件は出されたそうです。〇〇は、一応それを持ち帰って検討しますっていうことだったそうです。結構、経費がかかってくるようなので、ちょっと検討させてくださいっていうところまで私は聞いております。まだ、合意までには至っておりません。以上です。

○議長

他に何かありませんでしょうか。それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。